

(様式第 2-12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南牧村

1 促進計画の区域

別紙南牧村促進計画図のとおりとする。

2 促進計画の目標

南牧村全域

(1) 現況

本村は山の斜面に点在している農地が多く、大型の機械を導入しての営農が難しい。加えて、農業者の高齢化に伴い、農地を維持することそのものが困難になっているため、耕作放棄地が増加傾向にある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本村では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を維持することにより、耕作放棄地を増加させないことを目的とする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
②	子母山地区	法第3条第3項第2号に掲げる事業
①・③	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

南牧村全域（過疎法、特定農山村法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 群馬県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、認定農業者であった者、認定就農者である者、基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

交付金の交付対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とする。

4 その他必要な事項

なし。